

【学校感染症と出席停止期間について】

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法施行規則により「出席停止」になります。

(出席停止期間中は欠席扱いになりません。)

	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、 ペスト、マールブルク病、 ラッサ熱、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 急性灰白髄炎（ポリオ）、 中東呼吸器症候群（MERS）、 特定鳥インフルエンザ	<p style="text-align: center;">治癒するまで</p> <p style="text-align: center;">※左記以外に「新型インフルエンザ等感染症」、 「指定感染症」及び「新感染症」は、 第1種の感染症とみなす</p>
第2種	<u>新型コロナウイルス感染症（*1）</u>	発症した後5日を経過し、かつ、 <u>症状軽快後（*2）</u> 1日を経過するまで。（無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで）
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。

	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたができる）まで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症（*3）	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

- （*1）新型コロナウイルス感染症については感染症法上の位置付けが変更され、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなることから、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第2種の感染症に加わりました。
- （*2）「症状軽快」については、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- （*3）“その他の感染症”については、群馬県では出席停止感染症に指定していないため、出席停止の対象ではありません。（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症など）